

第四号様式（第十九条関係）

表		6 cm
第 号	年 日 交 付	
実 地 檢 查 證	職 名	（ 使 用 期 間 ）
國 土 交 通 省 北 地 方 整 備 局 海 道 開 發 局	氏 名	
國 土 交 通 省 印		年 月 日 生
國 土 交 通 省 北 地 方 整 備 局 (都 道 府 縣 名)	(都 道 府 縣 名)	

裏

この標章を携帯する者は、公営住宅法により関係の 物件若しくは書類を実地検査する職権を行うもので、 その関係条文は次のとおりである。		
公営住宅法抜き		
第四十九条 國土交通大臣及び都道府県知事は、公営 住宅の整備、共同施設の整備並びにこれらの管理及 び災害に基づく補修に關し、事業主体に對して報告 させ、又は当該職員を指定して、関係の物件若しく は書類を実地検査させることができる。		
2	前項の実地検査において、現に居住の用に供して いる公営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該 公営住宅の入居者の承諾を得なければならない。	
3	第一項の規定により実地検査に當たる職員は、そ の身分を示す標章を携帯し、関係人の請求があつた ときは、これを提示しなければならない。	